

2021年（令和3年）8月20日

会 員 各 位

全国司法書士女性会

会 長 鵜川 智子

法律論の
一本先へ

パワーハラスメント対応 ～予防から事後対応まで～

女性公認会計士、司法書士、社会保険労務士、弁理士、税理士が年1回集まる各士業女性合同研修会の今年のテーマはパワーハラスメント対応です。

2020年6月1日に施行された「パワハラ防止法」に基づく企業の措置義務が、2022年4月1日から中小企業にも課されます。厚生労働省は、2020年1月に「職場のパワーハラスメント防止のための指針」も公表しており、企業の講ずべき措置やパワハラに該当する例、該当しない例等を示しています。

Googleは社内実験「プロジェクト・アリストテレス」の結論として「チームの生産性・パフォーマンスを高める要因は、チーム内の信頼性と心理的安全性である」としましたが、職場内のコミュニケーションの活性化・円滑化を図り、思っていることを気兼ねなく話し合える状態とすることは、状態を作ることは、パワハラ防止策に留まらず、会社の成長の一つのカギとも言えます。

今回のセミナーでは、弁護士にパワハラ防止法、指針の概要及びハラスメント発生時の事後対応について、特定社会保険労務士に「職場内のコミュニケーションの活性化や円滑化のための研修等必要な取組」について講演いただきます。

今年もブレイクアウトルームを利用した懇親会も開催します。是非、ご参加ください。

■日 時：2021年（令和3年）9月25日（土）
研修会：13時00分～15時15分 参加希望（ ）
懇親会：15時30分～16時30分 参加希望（ ）
■開催方法：Zoom ウェビナーによる完全オンライン
■講師：弁護士 大浦綾子氏 特定社会保険労務士 桑野里美氏
■申込方法：下記メールアドレスへメール送信にて
参加希望（ ）にチェックの上お申し込みください（申込期限9月15日）

- ① お名前
- ② 所属会
- ③ お電話番号
- ④ メールアドレス

送信先 mail : takatsuki@office-ukawa.jp

本研修に関するお問い合わせ先
全国司法書士女性会 担当事務局 司法書士法人鶴川事務所
TEL : 072-683-0283 FAX : 072-683-8305